

帯広市学校再開に向けた方針 Ver.2

〈改訂版〉

令和2年8月

帯広市教育委員会

1. 基本的な考え方

帯広市教育委員会においては、令和2年5月に「帯広市学校再開に向けた方針」を策定し、6月1日より、児童生徒の学びの保障と安心・安全な教育環境の提供の両立を図りつつ、通常に近い形で学校を再開した。

この間、北海道においては、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定し、道内外の感染状況を踏まえ、外出の自粛のほか、施設の使用制限やイベント等の開催制限について、3つのステップに分けて段階的に緩和を行ってきたところである。

また、文部科学省においては、国内外の感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況の中、持続的に児童生徒の教育の権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校教育活動を継続していく必要があるとし、令和2年6月16日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を改訂した。

しかしながら、地域によって差はあるものの、全国的には感染状況が再度拡大の傾向を見せていることや、帯広市においても感染者が発生している状況があるため、引き続き慎重かつ適切な対応が必要と考える。

そこで、帯広市教育委員会においては、これらのことを踏まえ、教育活動は、学校だけではなく、何より家庭や地域の総合的ななかかわりが、子どもたちの学びの質を高めると考え、「帯広市学校再開に向けた方針」の内容を見直し、2学期以降の教育活動の指針となる「帯広市学校再開に向けた方針 Ver.2（8月改訂版）」を策定した。

各学校では、本方針をもとに、感染症対策を徹底した上で、学校行事を含めた学びの保障による学校教育目標の実現に向け、学校組織をあげて力強く教育活動を推進していくことに期待する。

2. 2学期以降の教育活動

8月19日より2学期がスタートするが、引き続き感染防止対策を徹底しながら、通常に近い形で行われることを前提に、市内の学校が一定程度統一した取組を行うことが必要である。

今後も、本方針に則り、次の視点に特に留意し、学校の教育活動に取り組むこととするが、地域の感染状況により対応の変更もある。

- 本市においては、「学校の新しい生活様式」第1章「2. 地域ごとの行動基準」におけるレベル1の段階であり、各学校においては、下の図1を参考に、身体的距離の確保や感染リスクの高い教科活動、部活動等について、十分な感染対策を行った上で実施すること。

図1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

- 身体的距離の確保等、感染症対策を徹底した上で、教育活動を進めること。
 - ・家庭と連携した毎朝の検温及び健康状態の確認
 - ・登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、共有のものを触った時、掃除の後等のこまめな手洗いの徹底
 - ・多くの児童生徒が触れる箇所、共用教材の消毒
 - ・児童生徒、教職員のマスク着用、休み時間ごとの、2方向の窓の開放による換気
 - ・児童生徒の席の間隔の確保、玄関、廊下等での密集の回避
 - ・給食時は同一方向を向いての食事等、感染症対策を徹底
 - ・学級担任・養護教諭等によるきめ細かな健康観察の徹底
 - ・健康観察カードを活用した家庭との連携
 - ・心のケアに関わるこころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

- 次のような感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、換気、身体的な距離の確保や手洗い等、感染症対策を行った上で実施を検討すること。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導
 - ・身体的接触を伴う活動、家庭科等における調理実習
 - ・体育科等での密集する運動、近距離で組み合ったり、接触したりすることが多い運動
 - ・密集して長時間行うグループ活動、対面での長時間行う話し合い活動 等
 なお、実施に係る具体的な対応については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」（文部科学省 令和2年6月16日改訂版）第3章「1. 各教科等について」及び令和2年5月27日付け市教委事務連絡「学校教育活動の再開における留意事項」を参考とすること。

- 部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこと。
 なお、部活動全体を通じての留意事項は、本方針 P6 を参考とすること。

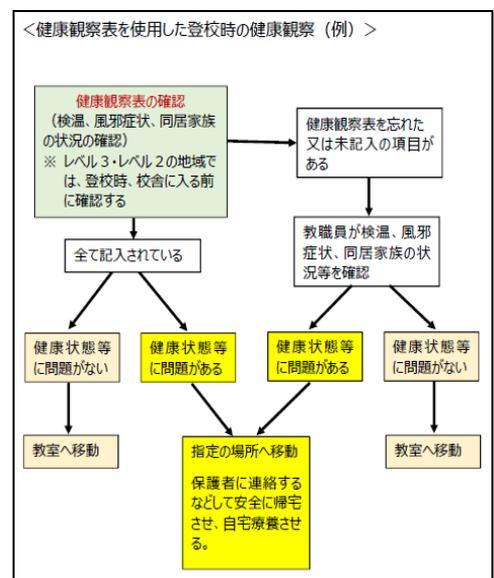
3. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行うこと。

- 感染源を絶つこと（図2 参考）。
（発熱時は自宅で休養、朝の健康状態の把握 等）
- 感染経路を絶つこと。
（手洗い、咳エチケット、消毒 等）
- 抵抗力を高めること。
（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事 等）

上記3点の詳細については、「学校の新しい生活様式」の第2章の「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、学校における取組を進めること。

図2



4. 各教科・領域、各種学校行事、長期休業等の考え方について

各教科等の指導にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(文部科学省 令和2年6月16日改訂版)第3章「1. 各教科等について」を参照し、学校の実態に応じて指導の工夫を図るとともに、次のとおり適切に実施するよう努めること。

(1) 前・後期について

今年度は、小・中学校ともに前期を10月16日(金)、後期を3月24日(水)までとし、評価業務の計画を含めた教育課程の整理・計画を進めること。

(2) 学習の評価について

評価については、目標に準拠した評価が適切に行われるために、定期テスト等の長期的評価のみにならないよう、単元や日々の学習成果の積み上げによる評価を行うことを児童生徒や保護者に周知しながら進める。その際、シラバス等で規準を示しながら学習者が納得のできる評価に努めること。

(3) 学校行事等について

学校教育が、協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、一律中止の判断となることがないように学校行事等の内容を厳選する。また、学校行事等の目標を明確にし、実施方法の工夫や準備にかかる時間を短縮するなどして、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子どもの育成を目指すため、次のとおり計画する。

- 学校行事等については、原則、保護者等の参観・参加のスタイルはとらないよう実施することが望ましいが、人数を限定するなどして、保護者等が3密の状態を避けられる場合や、児童生徒との直接的な接触を避けられる場合など、感染症対策を講じることができるときは、この限りではない。ただし、事前に保護者の理解を得られない場合や、地域の感染状況によっては、速やかに中止または延期を判断すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校行事等に参観・参加した保護者等が確認できるよう名簿等を作成すること。
- 学校施設以外で学校行事等を実施する場合は、利用施設の感染症対策に準じて利用することになるが、その場合も開催する学校行事等に応じて、学校として十分な感染症対策を講じること。
- 農村部の小規模校においては、参加人数を考慮の上、地域の実態に応じて実施すること。

○ 運動会及び体育祭について

今年度は従来の取組は行わず、体育・保健体育の授業等の中で、活動集団の単位を原則学年までとし、感染症対策を徹底する中で、球技大会形式や記録会形式などの工夫を図り実施すること。

○ 学習発表会（学芸会）等について

今年度は従来の取組は行わず、実施する場合は、通常学習の発表の場としての位置付けを明確にし、活動集団の単位を原則学年までとし、体育館等の広い場所で、換気に注意するなどの感染症対策を徹底した上で、内容や時間の縮小を行いながら取り組むこと。

○ 文化祭について

今年度は従来の取組は行わず、飛沫感染のリスクから、全校が一室に会して行う合唱祭等は行わない。また、実施する場合は、原則として学年までとし、体育館等の広い場所で、換気に注意するなどの感染症対策を徹底した上で、内容や時間の短縮を行いながら取り組むこと。

○ 宿泊学習について

今年度は従来の取組は行わず、学校の実態に応じて、日帰りによる学習等の計画が立てられる場合は、施設と十分協議を行い実施すること。

○ 修学旅行について

数日の宿泊活動を通じた取組であり、その期間も小学校では1泊2日、中学校では3泊4日と長時間密の状況が発生する。しかし、その取組は、児童生徒の成長に資する面が多いことから、目的地の変更や実施形態の工夫、宿泊日数の削減等も検討し、リスクの軽減に努めながら、冬期間までの活用を含め各学校の実態に応じて検討すること。また、その際には、旅行代金が大幅に増加しないよう、保護者の負担についても配慮すること。

なお、実施の際には、全ての行程において、新型コロナウイルス感染症への感染症対策を徹底するとともに、旅行中に感染の疑いのある事例が発生した場合のための「危機管理マニュアル」を作成し、関係する教職員等で共有すること。

○ 総合的な学習の時間について

学習の重点化を図りつつ学校教育活動を進めていくことが必要であり、学習活動を考慮する際には、実施時期や内容を変更するなどの工夫を行うこと。

なお、中学校の職場体験学習は、受け入れ機関等との十分な調整が図れない場合は、個人の職業調べや自身のキャリアプラン作成など、キャリア教育の目的に資する取組にとどまることもある。「おびひろ市民学」については、学級または学年単位の取組において、感染症対策を行いながら実施することとするが、一部実施が困難なプログラムについては今年度中止とする。

外部講師等を活用した授業を行う場合は、事前に学習の流れ等を確認し、感染症対策を徹底すること。

○ 遠足等の校外学習について

活動集団の単位を原則学年までとし、行き先、時間帯、活動内容を検討し、児童生徒以外の大人等との接触を可能な限り避けること。

また、使用する施設については、事前に施設と感染症対策等を確認すること。なお、行き帰りの移動中や活動中においては、基本的にはマスクを着用することが望ましいが、熱中症対策から、適宜マスクを外すなど、適切に指導すること。また、食事の際には、グループで密集することがないように配慮すること。

○ 小学校のクラブ活動について

特別活動において、年間10時間程度の時間を計画されているが、異学年との交流や主体性をもった取組等のねらいを達成させるためには一定の取組が必要な教育活動であることから、今年度は、人数の工夫を図りつつ、例年の実施計画の2分の1程度として実施すること。

○ 児童会・生徒会活動について

学校の規模や児童生徒の数により対応は異なるものの、一堂に会する取組は避けつつ、回数や開催場所、取組の精選等、感染防止の観点に立った工夫を図り、最小限の取組とすること。

○ 参観日等の保護者による参観について

原則、全ての保護者が、教室で参観するスタイルは行わないこと。

なお、次のような工夫により、十分な対策を講じて実施できる場合はこの限りではない。

- ・ 通常の教室より広い場所での参観日等の実施
- ・ 校内の別の教室等での映像による参観
- ・ 参観日週間を設けて保護者が分散する形態での実施 等

ただし、保護者等が3密の状態を避けられない場合や、児童生徒との直接的な接触を避けられない場合については実施しないこと。

○ PTA活動等について

各学校におけるPTA活動については、令和2年6月22日付け市教委事務連絡「PTA活動について」を基に、適切に対応すること。また、保護者や地域の方を参集する各種会議等についても、これに準じて実施すること。

上記記載以外の各種教育活動については、感染防止の視点をもち、これまでの準備にかけていた時間を短縮したり、内容を精選したりするなどの工夫を図り、各学校の実態に応じて実施すること。

(4) 長期休業日の取り扱い

適切な教育課程の整理・計画を進め、子どもたちの学びを保障し、心身の調和のとれた育成を図るためには、一定程度の長期休業中の授業日の設定はやむを得ないため、児童生徒の生活リズムや学習リズムを考え、次のとおり長期休業中の授業日の設定について市内小・中学校で統一する。なお、休業期間における授業日は給食を提供し、原則4時間授業とする。

また、長期休業中の課題、自由研究等については、休みが短縮されることに鑑み、内容や量については、児童生徒の負担にならないよう配慮すること。

○ 夏季休業期間中の10日間を授業日として設定する。

授業日は7月27日(月)～31日(金)及び8月3日(月)～7日(金)とする。

○ 冬季休業期間中の6日間を授業日として設定する。

授業日は1月6日(水)～8日(金)及び1月12日(火)～14日(木)とする。

(5) 中学校における部活動の取り扱い

中学校の部活動については、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。なお、活動を行う際の留意事項として、次のことを踏まえること。

- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- 活動時間や休養日については、「帯広市立学校に係る部活動の方針」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日等は、熱中症に注意すること。体育館等、屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 対外試合や練習試合等は、「帯広市内各種部活動の記念大会開催・参加に係わる考え方について」に準じて、感染症対策を徹底した上で実施すること。また、1つの会場のチーム数や参加人数を最小限にするなどの配慮を行い、会場や施設内の3密を避けられない場合には実施しないこと。なお、保護者等の観戦等については、「学校行事等について（P3（3）」の考え方や、「今後の中体連大会の開催について」（全十勝中学校体育連盟会長 令和2年7月28日）の考え方に準じること。
- 学校施設以外の公共施設等（総合体育館や帯広市民文化ホール等）を利用する場合は、当該施設の感染症対策（ガイドライン）に従うこと。また、利用者がわかる名簿等を作成したり、参観する場所の指定や、生徒と保護者等との直接的な接触を可能な限り避けるような動線を工夫したりする等、学校として十分な感染症対策を講じること。
- 運動部活動の実施にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」（文部科学省 令和2年6月16日改訂版）第3章「2. 部活動」を参考とすること。

5. 児童生徒の心のケアに関する対応

(1) 一人一人に応じた心のケアについて

児童生徒は、昨年度末から5月末まで断続的ではあるが、長期にわたり学校生活から離れていたことや、進級・進学に伴う教育環境・友人関係の変化はもとより、感染症拡大に伴う家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えているほか、感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものと考え、一人一人に応じた心のケアに努めること。

- ・ いじめアンケートや朝の一人一人への健康観察、健康相談等を活かして、児童生徒の様子を把握しながら、一人一人の状況をきめ細かに把握すること。
- ・ ところの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用した教育相談等を実施すること。
- ・ これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

(2) 心の相談窓口の周知

子ども相談支援センター	0120-3882-56	北海道教育委員会	24時間
教育相談センター	0155-25-2595	帯広市教育委員会	月～金 9時～17時

6. 児童生徒や教職員等に、感染等が発生した場合の臨時休業等の対応

(1) 感染疑いの報告について

児童生徒、同居する家族、教職員等が PCR 検査を受けることとなった場合、また、児童生徒や同居する家族、教職員等が濃厚接触者となった場合は、プライバシーに十分配慮し、速やかに学校教育課へ報告すること。

(2) 臨時休業等に係る判断について

感染者の学校内における活動の態様、接触者の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、市民福祉部や帯広保健所、十勝教育局と相談するとともに、市新型コロナウイルス感染症対策本部に報告して、対応を判断する。その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、近隣校等も臨時休業等とする場合がある。

(3) 感染者の範囲による対応の具体について

① 児童生徒や教職員等に感染が判明した場合

- ・ 当該児童生徒や教職員等の在籍する学校は、帯広保健所の指導の下、直ちに臨時休業とし、必要に応じて学校施設等の消毒を行う。
- ・ 臨時休業等の判断については、帯広保健所の指導の下、必要な期間を判断する。ただし、帯広保健所の指導の下、当該児童生徒や教職員等の感染経路や濃厚接触者が判明し、学校再開の見通しが立った場合は、対象を学級・学年閉鎖とすることも検討する。
- ・ 感染者が複数学年に発生している場合や、当該児童生徒の兄弟姉妹が異学年に在籍する場合は、別途検討する。

② 児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合

- 当該児童生徒や教職員は、出席停止とする。
- 帯広保健所の指導の下、濃厚接触者の疑いがある者については、健康面の経過観察（場合によっては自宅休養）を行う。
- 自宅休養中の児童生徒に対する学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、家庭との連携を図ること。

(4) 出席の停止について

- 新型コロナウイルスに関する当該児童生徒等の欠席の扱いについては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。
- 他の児童生徒について、濃厚接触者に当たると特定された場合、あるいは疑いがあり欠席した場合も、同条に基づく出席停止とする。
- 感染が心配なため欠席する児童生徒に関しては、保護者へ寄り添った対応を行い、校長の判断で出席停止の扱いとすることができる。

(令和2年5月27日 初版)

(令和2年8月 6日 改訂)